**平成２４年（フ）第１０４５号**
大阪府松原市天美我堂３丁目54番地201号、前住所堺市中区深井水池町2810番地４　グランアモール泉北深井505号
債務者　長峰健太郎
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第３６１号**
高知県香美市土佐山田町百石町１丁目５番12号　リーフ鏡野102号室
債務者　徳弘　正臣
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３６２号**
高知県香美市土佐山田町百石町１丁目５番12号　リーフ鏡野102号室
債務者　徳弘　亜希
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第５７４号**
栃木県宇都宮市中央５丁目３番８号
債務者　宮路麻衣子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第５８０号**
栃木県日光市久次良町1786番地１
債務者　飯島　勝広
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６０７号**
栃木県宇都宮市双葉２丁目９番31号　ニュー双葉マンション２号棟307号、前住所栃木県宇都宮市宮原５丁目１番19号　ハイムソネット203号
債務者　坂本　大地
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６２０号**
栃木県宇都宮市江曽島町1415番地　昭和ファミリーハイツ105号
債務者　石浜　一巳
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第６３１号**
栃木県宇都宮市岩曽町1146番地２　サンガーデン藤和Ａ202
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第３９８号**
岡山市北区中山下１丁目８番１号　ロイヤルコーポ311、前住所岡山市北区野田屋町２丁目６番３号　ニュー岡ビルマンション409号
債務者　星川　美保
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４２２号**
岡山市東区金田521番地１
債務者　矢吹磨由美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４９０号**
岡山市中区中納言町６番17号
債務者　岩川　**祐**平
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６９３号**
横浜市港南区日野南４丁目22番20号　ニューエクセレントハウス港南台103
債務者　田中　礼子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２１８７号**
横浜市保土ケ谷区西谷町827番地の７
債務者　野崎　高視
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２２７５号**
横浜市緑区鴨居３丁目34番２号
債務者　大和田さえ子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５６８８号**
大阪市浪速区浪速西４丁目１番50―202号
債務者　山内　朝海
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２２２７号**
横浜市鶴見区仲通３丁目75番地７　栗林マンション405
債務者　平沼　梨沙
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部